

公益社団法人日本エアロビック連盟認定審判員規程細則

(趣旨)

第1条 本細則は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）認定審判員規程で定められた他、必要な事項について定める。

(審判の選任)

第2条 本連盟が主催する認定競技会の審判員及び主任審判員は、原則として競技会毎に本連盟審判委員会が選任する。

2. 全日本選手権都道府県大会や都道府県連盟が主催する競技会の審判員及び主任審判員は、都道府県連盟が選任する。

(審判員の責務)

第3条 認定競技会及び本連盟が指定する競技会に任命された審判員が審判活動を行う際には、以下に掲げる事項に従って責務を遂行しなければならない。

- (1) 「JAF エアロビック公式競技・採点規則」を遵守して審判を行わなければならない。
- (2) 認定審判員は、競技会前に行う審判会議に参加しなければならない。
この会議において審判技量が不十分と判断された場合、その任を解く事がある。
- (3) 認定審判員は、競技会開催の開始時間から終了時間まで競技会場から離れてはならない。
- (4) 認定審判員は、競技終了後の審判会議に参加しなければならない。
- (5) 認定審判員は、その任に当たる競技の進行中は常に審判席に着いて各職責に完全に専任しなければならない。万一やむを得ない理由があつて席を離れる場合は、その旨を主任審判員に届けなければならない。
- (6) 認定審判員は、競技会場においてコーチや選手に接触してはならない。また、当該会場以外でも、認定審判員の権威を利用してコーチや選手に対し、不当な言動を行ってはならない。
- (7) 認定審判員は、決められた服装を着用する。
- (8) 認定審判員は、視力を両眼 0.7 以上に調整しておかななければならない。
- (9) 認定審判員は、採点を素早く行い、採点用紙に判読しやすい文字で記入しなければならない。
- (10) 認定審判員は、お互いに独立して採点を行う。サービス中に審判員間で感想や個人的見解など競技内容に関する言及をしてはならない。
- (11) 主任審判員は、前項に該当する不適切な言動を取る認定審判員に対して注意を促し審判団を統制しなければならない。注意後も正されない場合は、競技審判員の任を解き交代させることができる。
- (12) 認定審判員は、審判委員会から当該競技会場における言動等の報告を求められた場合、競技会終了後、書面で採点内容の分析説明や、報告書を提出しなければならない。

(模擬審判)

第4条 認定審判員の審判技術の向上と自己研鑽を目的として、本部が主催する認定競技会及び後援競技会において、公式競技の模擬審判員を務めることができる。ただし、認定 A 級及び B 級に限定する。

2. 認定 A 級、B 級審判員が新規に当該資格を取得したときは、正規審判活動前に最低 1 回の模擬審判を行わなければならない。
3. 模擬審判の申請及び条件等については、競技会毎に定める。

(審判員と選手活動)

第6条 当該年度に選手登録をした認定審判員については、次の制限を設ける。

- (1) 選手として参加する競技会では、同日の審判活動はできない。
- (2) 全日本選手権大会の地区大会以上の審判活動はできない。
- (3) 全国大会予選となるスポーツエアロビックのフライト部門に参加する場合、他地区で行われるスポーツエアロビックのフライト部門の審判活動はできない。

(審判活動の傷害等)

第7条 審判活動における、審判員の傷害、盗難等の事故について、本連盟は一切の責任を負わない。

(国際審判員資格取得の条件)

第8条 本連盟が認める国際審判員資格の取得については、原則として認定審判員B級以上の資格を有する者とする。

(研修会等の開催)

第9条 認定審判員が資格を利用して各種催事や研修会等を行う場合、原則として開催の2ヶ月前までに本連盟まで開催内容を書面で提出し承認を得なければならない。

(審判員の肖像権等)

第10条 本連盟は、本部が主催・主管する認定競技会において審判員の写真撮影、ビデオ撮影、録音を本人の許可なくして行う権利を有する。また、それらの記録及び審判員名を本人の許可なくして、テレビ・ラジオ・新聞及び出版物等のあらゆる情報伝達手段において使用する権利を有する。

(資格の表示と使用)

第11条 認定審判員は、公益社団法人日本エアロビック連盟認定「エアロビック審判員」を表示した名刺を作成することができる。但し、本連盟指定のロゴマーク(別添)を指定色またはスミ(一色)で使用し、取得している級について明示しなければならない。

(例) 公益社団法人日本エアロビック連盟認定 エアロビックC級審判員

2. 認定審判員は、当連盟が認定・後援・協力する競技会、講習会・研修会や催事等において、JAF認定「エアロビック審判員」の呼称を肩書きとして使用することができる。
ただし、当連盟が関与しない他団体が主催する競技会、講習会、研修会や催事等に個人として参加する場合、原則として認定審判員の肩書きを使用することはできない。

(附則)

1. この規程は、平成25年4月1日より施行する。

平成26年4月1日改定